

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和5年11月20日～令和5年12月19日

応募件数：4件

4名の方から延べ25件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
2件	2件	0件	0件	21件	25件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>①訪問介護事業者で受診対応している事業者が極端に少なくなり、依頼があったときは事業所探しにとっても苦労している。</p> <p>受診対応できない理由として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の待ち時間が長い。排泄介助などしていない順番待ち時間は介護サービスとして算定不可であり、事業所としても収益のあがらないサービスとなっている。特に弘前市は大規模な医療機関が多く比例して待ち時間も長い傾向。</li> <li>・訪問介護員の人員が少ない。</li> </ul> <p>対策案として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院内の介助員を相当数配置してもらいたい。そうなるのと介護サービスでの訪問介護は乗降介助でかなりの部分対応できる。</li> <li>・弘前市として受診対応できる訪問介護事業所に補助金を出す。または独自事業として介助者付きの送迎車を運用する。</li> <li>・医師会とも連携して訪問診療対応可能な医療機関を増やす。</li> </ul> <p>高齢者が定期的に医療機関を受診することは健康管理や健康的な生活を送ることに不可欠です。</p> <p>必要な時に必要な医療を受けることができないと、高齢者</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>高齢者人口がピークを迎え、それとともに医療・介護双方を必要とする要介護高齢者の増加も見込まれ、更なる医療・介護連携の必要性が高まると強く認識しております。</p> <p>ご提案のご意見については、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会においても意見が出されており、市としても課題として捉えております。</p> <p>ご提案の対策につきましては、介護分野のみでの対応が難しい面もあり、早急な対策は困難ではありますが、今後のサービス提供見込みを勘案しながら継続して検討してまいります。</p>

			のみならず家族も介護負担が大きくなりワークライフバランスが崩れ生活崩壊してしまいます。 高齢になっても安心して地元でくらせるような弘前になってほしいと思います。	
2	Eメール	弘前市内に住所を有する人	1. 「I 総論」の「第1章計画策定の趣旨」において、「第9期の計画は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、尊厳を保持しつつ希望をもって地域で暮らせるよう、医療や介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に進化させ、構築していきます。それとともに、高齢者が生きがいを持って安心して健康に暮らせるまちをめざす取組を更に推進していく必要」があるとしています。しかし、この文章には「福祉」という文言が入っていません。素案は、弘前市高齢者福祉計画でもあるはずですが、福祉の視点が欠落するのは如何なものでしょうか。「福祉」をきちんと明記し、第9期計画を貫く基本的視点の一つとして位置付けるべきではないでしょうか。	<b>【その他】</b> ご指摘箇所につきましては、国の地域包括ケアシステムの表現を引用したものであります。ご意見につきましては、今後の参考といたします。
3	Eメール	弘前市内に住所を有する人	2. 弘前市地域福祉計画の基本目標前文は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくために、以下の目標を掲げるとともに、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための支援体制構築の推進に努めてまいります。」としています。換言すると、「地域福祉の推進」は「地域	<b>【記述済み】</b> 「基本施策2 認知症及び地域包括ケアの推進・深化」の「1 地域包括支援センターの運営」において、複雑多様化する相談

		<p>共生社会の実現」のために行なうものと解されます。</p> <p>ところで、「地域共生社会」とは「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。」（厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト）と説明されています。したがって、「地域共生社会の実現」のためには、市の業務においても「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係」を超えて市民に対していわばワンストップで行政サービスを提供できる仕組みづくり作りが欠かせないものと思われます。高齢者もそうですが、障がいをもった方々にとっては役所に出向くことも困難で、やっとのことで役所に行ったところが（表現が悪いですが）たらい回しに合うようなことがあればせっかく享受できるであろうサービスに辿り着けないことにもなりかねません。是非、第9期計画に反映してください。また、高齢者や障害をもった方は、例え外形上は健常者に見えたとしても聴こえや視力、判断力に乏しい方も多くいらっしゃいます。こうした方々にも行政サービスをきちんと紹介できるよう、印刷物はもちろんですが、点字や音声などによる案内も必要です。また、窓口で対応する職員の方の知識や対応力の向上なども欠かせません。所管するサ</p>	<p>に対応できるよう、重層的な相談・支援体制の構築をめざすこととしております。</p> <p>また、本計画の上位計画である地域福祉計画において、令和8年度までの計画期間中に「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施により、伴走的に支援していく包括的な体制の構築をめざすとしており、この実現に向けた検討にあたっては当課も参画してまいります。</p>
--	--	---	---

			ービスに係る知識や枠組みについて所管課内できちんと共有し、対応する職員によって判断等が異なるということにならないようにしていただきたい。	
4	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>3. 「Ⅱ 市の高齢化等の状況」の第2章の「2 在宅高齢者のリスクの状況」ならびに「3 在宅高齢者の主な介護者の状況」から、リスク面では第1位が「うつのリスク」、第2位が「認知機能低下のリスク」となっており、いずれも46%を超えています。これらを回避するには、自宅に閉じこもらずに、社会参加の機会や外出機会を増やして交流をもつことが有効だと考えられます。その点で、在宅生活の継続のために必要な支援として、外出同行や移送サービスの充実が求められると思います。第9期計画の「第4章 高齢者の社会参加・生きがいの推進」の施策にぜひ位置付けてください。</p> <p>第8期においては、「5 在宅福祉サービス」の「(1) 在宅福祉サービス」の表(p20)で「外出支援サービス事業(岩木地区)」の項で、令和5年度(見込)の欄にーが記載されている理由をお知らせください。上記のとおり、外出の機会を増やすことは認知機能低下を抑制する効果が期待されており、エビデンスも公表されているようです。第9期計画では岩木地区に限定せず、全市に拡充してください。</p> <p>なお、「Ⅳ第9期計画にける基本目標」の「第2章施策</p>	<p><b>【文章修正等】</b></p> <p>当市では介護予防の観点から「高齢者ふれあい居場所づくり事業」を実施しております。事業目的のひとつとして、高齢者の社会参加を掲げていることから、「第4章 高齢者の社会参加・生きがいの推進」の「1 健康・生きがいの推進」の主な事務事業に「高齢者ふれあい居場所づくり事業」を再掲します。</p> <p>「外出支援サービス事業(岩木地区)」の令和5年度(見込)が「ー」となっている理由につきましては、照会時点で数値がつかめなかったため、現状において「ー」としているものです。</p>

			<p>体系」において、「基本施策4 高齢者の社会参加・生きが いづくりの推進」(p 30)には外出支援と移送サービ スが記載されていません。「II市の高齢化等の状況」におい て折角分析したデータが計画に反映されていないような印 象です。折角行った調査です。総論に掲げた理想の実現に 向けても計画にきちんと反映すべきではないでしょうか。 ご検討ください。</p>	<p>把握しだい、計画に反映させま す。 なお、本事業においては、現 時点で全市への拡充は予定し ておりません。</p>
5	Eメール	弘前市内に 住所を有す る人	<p>4.「第5章第8期の介護保険被保険者の状況」から、所得 段階別第1号被保険者数を見ると、令和5年度の場合、第 1段階の方の構成比が24.3%で、第1段階から第4段 階までの方々は54.8%、過半数を占めています。その 一方、第8期の介護保険料基準額は第1期に比べて 1.89倍になっており、全国平均を月額で700円余も 上回っています。 そして、「令和4年度弘前市一般会計及び各特別会計歳入 歳出決算並びに基金運用状況審査 意見書」によれば、不納 欠損処分件数及び金額の内訳は、生活困窮によるもの 1,377件10,081,086円、無財産等によるもの 122件942,880円及び居所不明等によるもの 26件229,360円で、これは時効完成等により不納 欠損として処分したものと説明されています。これらの 不納欠損金額は、生活困窮によるものは1件当たり 7,321円あまり、無財産によるものは1件当たり</p>	<p>【その他】 第9期計画期間中の介護保険 料については、国の介護報酬の 改定内容、介護サービス量等を 踏まえて積算することとなり ます。 また、介護保険料を決定するに あたっては、所得が低い層の方 への影響が大きくなるように、 乗率を調整するなど、慎重に 行うこととしております。</p>

		<p>7, 728円余りにすぎません。この金額を払えない方々が弘前市には1500人ほど居住しているということになります。</p> <p>こうした経済的に困窮している方々も尊厳をもった生活が送れるよう、そして確実に介護サービスに辿り着けるよう施策を行なうことが「住民の福祉の向上を基本」とする地方公共団体の責務なのではないでしょうか。</p> <p>介護保険は受益者負担による民間による一般の保険とは異なり、国や地方公共団体が運営に責任をもつ社会保険の一つです。介護保険法第4条第2項には「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。」との定めがあります。法に記載されているのは「平等」ではなく、「公平」なのです。社会保険たる所以の『社会原理』に基づき、「公平」という概念の理解を違えないようにしてください。</p> <p>第9期計画での保険料の引き上げはしないでください。</p> <p>現行の保険料と所得段階別負担割合をみますと、例えば年間所得1000万円以上の方の保険料は186,510円（第13段階）で、負担率は最も高く1.8651%となっていますが、例えば第9段階の年所得320万円以上、400万円未満の方の保険料は137,860円ですので負担率は3.4～4.3%です。第8段階の方は年所得190万円以上、320万円未満の方ですが、保険料は</p>	
--	--	--	--

			121,640円で、保険料負担率は3.8～6.4%にもなります。このように現行の保険料設定には所得が高い人ほど負担率が低くなるという矛盾が含まれています。税負担は応能負担が原則のはずです。応能負担の原則に基づき現行の保険料についてさらに見直しを行ってください。	
6	Eメール	弘前市内に住所を有する人	「Ⅲ第8期計画の取組状況」「第1章第8期計画の取組状況」の「1介護予防と自立支援介護の推進への取組状況」をみると、例えば「パワリハ運動教室」の開催回数に比べて参加人数が極めて少ないようです。この原因は何なのでしょう。この運動教室は、「パワーリハビリテーション推進協議会補助事業」として推進協議会に対して市が補助金を毎年度交付しています。漫然と繰り返すのではなく、毎年度きちんと総括して前に進むという作風を取らなければ、単に「やりました」で終わってしまいかねません。この原因は何なのか明示していただけないでしょうか。また、参加者を増やす計画も示してください。	【文章修正等】 他の教室は延べ参加人数であるのに対し、パワリハ運動教室は実参加人数でした。 現状の記載内容では誤解を与えてしまうため、パワリハ運動教室は実参加人数であることがわかるよう表現を改めます。
7	Eメール	弘前市内に住所を有する人	5. 「Ⅲ第8期計画の取組状況」「第1章第8期計画の取組状況」に関わって  (ア) 「2地域包括ケアの推進」にかかわって、第1包括が取り組みを継続している「わんわんパトロール隊」の取り組みが記載されていません。このほかには各地域包括支援センター独自の取り組みもあるかもしれません。しかし、	【その他】 各地域包括支援センターでの取組については、弘前市地域包括支援センター運営協議会での活動報告の中で整理しております。

			これらの取り組みについて第9期計画にも記載がありません。何か理由があるのでしょうか。	
8	Eメール	弘前市内に住所を有する人	加えて、「(5) 安心安全見守りネットワーク事業」の箇所に「孤独死」という文言が載っていますが、第8期の各年度で、市内ではどのような発生状況になっているのでしょうか。様々な見守りの取り組みが行なわれているにもかかわらず悲しい現実です。発生件数を明記すべきではないでしょうか。	<b>【その他】</b> 安心安全見守りネットワーク事業の活動実績は、市に通報があったものを把握しているにすぎません。本事業で市全体の孤独死の件数を把握することはできないものであります。
9	Eメール	弘前市内に住所を有する人	(イ)「3 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進」の箇所で敬老大会について触れられていますが、今年度、一部施設入所者など対象年齢以上であるにもかかわらず敬老大会対象者を一部限定したことについて触れていないのは何故でしょうか。 また、今年度行なったような対象者の一部限定、除外は市民サービスの公平性を考えると行なうべきではないと考えますが如何でしょうか。53ページにも記載がありますが、第9期計画では対象年齢になった市民について、すべからず対象として平等に扱ってください。	<b>【その他】</b> 敬老大会の対象者の範囲については、実施主体となる弘前市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の意見を聞きながら、整理しているものであり、今後においても現行のとおり実施していく見込みとなっております。
10	Eメール	弘前市内に住所を有する人	(ウ)「4 認知症対策の推進」の箇所で、「認知症サポーター養成」を掲げていますが、養成後の組織化やフォローが全くありません。せっかくサポーターとして認定されても何を行なえばよいのかもわからず、フォローする研修会も	<b>【記述済み】</b> 認知症サポーター養成については、フォローアップとしてステップアップ講座を実施して

			<p>行われません。これでは宝の持ち腐れではないでしょうか。この点、第9期計画でも「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の図（p40）に認知症サポーターが位置付けられています。何かの役割が期待されているようですがその内容は不明です。</p> <p>認知症サポーターは「認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め」ているだけでよいのでしょうか。認知症サポーターの認定を受けた方の全員が要請に応えるということにはならないまでも、認知症サポーターを養成する目的に見合った方針・計画を明示してください。</p>	<p>います。また、認知症サポーター等で構成される「チームオレンジ」の体制づくりに取り組み、認知症の人やその家族の困りごとや必要としていることを支援する取り組みに着手しております。今後、「チームオレンジ」の設置を市内全域に広げていけるよう取組を推進してまいります。</p>
11	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(エ)「5 在宅福祉サービス」の「(1) 在宅福祉サービス」の表（p20）で「ねたきり高齢者等紙おむつ支援事業」に関わって、第9期計画では近隣他市で行なっているような購入補助券を交付するなど、利用者が使い勝手がよい紙おむつ等を選択できるようにしてください。</p>	<p><b>【その他】</b> 第9期計画期間中においては現行の仕組みで実施する予定です。 ご提言につきましては、今後の参考といたします。</p>
12	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(オ)「6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）」の項（p21）、「(3) 高齢者住宅等における生活支援や情報提供」において、「高齢者世話付き住宅」が市営住宅に設置されているとのこと。しかし、市中心部には設置されていません。</p>	<p><b>【その他】</b> 市内の高齢者世話付き住宅のうち、城西や青葉地域については、比較的市内の中心地域に立地していると考えておりま</p>

			50ページにおいても「3高齢者の暮らしの場の確保」の項で「高齢者世話付住宅等生活援助員配置事業」が挙げられていますが、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、第9期計画において市中心部の市営住宅にも高齢者世話付き住宅の設置に向けた計画を策定してください。	す。 今後、市営住宅の改修等が計画された際には、住宅政策部門に対し、高齢者世話付き住宅の設置について働きかけてまいります。
13	Eメール	弘前市内に住所を有する人	(カ)「第2章介護保険事業の実施状況」の「2居宅サービスの利用状況」を見ますと、例えば、「(2)訪問入浴介護」の「一人ひと月当たりの利用回数(回)」は令和3～5年度の計画では「6.1」となっています。この計画では、およそ5日間隔で入浴するという計画です。少なくともこの倍の回数使えるように計画できないものでしょうか。可能であれば第9期計画に含めてください。	<b>【その他】</b> 介護サービスは、ご本人及びご家族の希望等を聞き取り、モニタリングをして把握した事項を踏まえ、ご本人に必要と判断するサービスをケアプランに位置付けることで、提供されるサービスとなります。 ここでは、過去の実績を踏まえて推計した第8期計画期間での計画値と実績値を記載しているものです。 第9期計画期間でのサービス見込量については、これまでの実績の推移及び高齢者人口等を踏まえて推計することとなります。

1 4	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>6. 「V基本施策」  (ア) 「第2章認知症施策及び地域包括ケアの推進・深化」(p 37)の項で「地域課題への対応」が挙げられています。しかし、数年間にわたって課題とされ続けている課題もあります。これらについて今後どのように取組まれるのでしょうか。早期に解決するのは困難な事情があるのは一定程度分からないでもありませんが、解決されないために、最も困っているのは住民で、場合によっては毎日の生活に影響が出ているかもしれません。こういう状況を早く解決して欲しいと考えています。</p> <p>困難な課題は何が原因なのかを明確にしなが、いつまでに何をどのようにやりきるのかを計画し、明示してください。</p>	<p>【その他】  市の附属機関であります弘前市地域包括支援センター運営協議会の中で、課題の把握及び課題解決に向けて議論してまいります。  ご意見につきましては、今後の参考といたします。</p>
1 5	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(イ) 38ページの「地域包括ケアシステムの構築について」の図で①下の方に「自治会」との記載がありますが、これは弘前市において何を指しますかご教示ください。(p 49)の図にも記載されています。</p> <p>仮に町内会だとすれば、町内会の維持がそもそも困難になってきていて、解散している町内会も散見されるという現状があります。図に示された仕組み作りができる町内会は限定的だと思われます。「②生活支援・介護予防」について</p>	<p>【その他】  計画に記載している図は、厚生労働省の資料となります。この図に示されている例示的に示されている「自治会」は町会などの地縁組織を想定しております。  町会においては担い手の不足など組織の維持に苦慮してい</p>

			<p>は民間に丸投げされているという印象をこの図からは受けません。49ページの図も同様です。この理解で宜しいでしょうか。なお、ボランティア等が外出支援を行なう場合、事故その他のトラブルがあった場合の対応は運転者の個人責任になるのでしょうか。また、ガソリン代はだれが負担することを想定されているのでしょうか。介護者支援、家事支援を行なう場合の事前研修などは行われるのでしょうか。個人情報の保護などその人の尊厳が守られるようにするためには課題が山積されているようです。</p>	<p>る現状は認識しておりますが、「生活支援・介護予防」の取組を民間に丸投げしているのではなく、高齢者ふれあい居場所づくり事業、安心安全見守りネットワーク事業など、地域や市民の皆さまのお力やご協力を得て展開している事業もあります。</p>
16	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(ウ) 老人福祉センターについて、65歳以上の市民の利用料は無料とされていますが、こうした施設が市の中心部にはありません。閉鎖になっている施設もあるようです。繰り返しになりますが、高齢者の社会参加や交流を促すことが認知症予防にも有益であるとされています。老人福祉センターを市の中心部に設置する、或いは市内に増設することは検討されていますでしょうか、ご教示ください。</p>	<p><b>【その他】</b> 現状において、老人福祉センターの増設は予定しておりませんが、高齢者の社会参加につながるよう、高齢者ふれあい居場所づくり事業等を通じ、交流の場を増やしてまいりたいと考えております。 なお、老人福祉センター以外にも交流センターなど、65歳以上の方が無料で利用できる公共施設を中心部に設置しております。</p>

17	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(エ)「第5章介護サービスの円滑な提供」(p55)において「3介護人材の確保の推進」が挙げられています。しかし、58ページに記載されている主な事務事業では介護人材の確保の推進ではなく、「人材確保対策の研究」に止まっています。研究では先送りになるのは必須です。</p> <p>厚生労働省によれば、2025年度に約32万人、2040年度には約69万人の介護人材が不足すると推計されており、青森県においても2025年度には2450人不足するとされています(厚生労働省「介護人材受給推計」(令和3年))。こうした状況下で、県は「福祉・介護人材の確保定着に関する取り組み強化は重要かつ喫緊の課題」(「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」(平成28年3月))としています。</p> <p>弘前市内において、現状でもヘルパーさんなどの介護人材が足りず、必要なサービスを受けることができない事例が既に発生しています。</p> <p>人材確保は喫緊の課題であるという認識に立って施策を具体化しなければならない状況なのではないでしょうか。再考をお願い致します。</p>	<p>【その他】</p> <p>生産年齢人口が減少し、すべての分野で人材不足が叫ばれている中、介護分野においても同様の状況にあります。</p> <p>現状においては、介護人材の定着を中心に考えておりましたが、介護人材の掘り起こしも必要であると認識しております。具体的な取組については、先進自治体の取組を参考にするなど、第9期計画期間の中で検討してまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後の参考といたします。</p>
18	Eメール	弘前市内に住所を有する人	7. その他 …… 財政制度審議会建議(2023.11.20)並びに社会保障審議会保険部会(2023.12.7)にかかわって	<p>【その他】</p> <p>国が示す改定内容を踏まえて、サービス量を精査し、介護保険</p>

			<p>財政制度審議会が2023年11月20日付で公表した建議並びに社会保障審議会保険部会で2023年12月7日に示された「給付と負担について」に関わって、以下意見を述べます。</p> <p>(ア) 介護報酬改定について</p> <p>建議は、「介護報酬改定においては、必要な介護サービスを提供しつつ、国民負担を軽減する観点から報酬の合理化・適正化を進めていくことが不可欠」との視点を前置したうえで、「給付の適正化や保険制度の持続性確保のための改革を着実に実施していくことが必要」とも述べています（建議38ページ以下）。介護報酬を引き上げることは今後の介護事業の展開や介護人材の報酬改善にもつながり、大賛成ではありますが、そのことが介護保険料や利用料等の引き上げ等につながらないように、上記4で述べたように最大限の配慮が必要です。</p>	<p>料を決めていくこととなります。</p> <p>給付の適正化に努めることはもちろんのことですが、介護サービスを充実させていくためには、応分の経費が必要となってまいります。</p> <p>一方で、介護給付費に係る国・県等の負担割合は決まっております。</p> <p>市といたしましても、少ない保険料で充実した介護サービスを提供できるよう努めてまいります。見込まれるサービス量により介護保険料が決まってくる仕組みについてもご理解を賜るようお願いいたします。</p> <p>ご意見につきましては、今後の参考といたします。</p>
19	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(イ) 給付の適正化にかかわって</p> <p>建議は「給付の適正化」に関わって、政府は一般の中小企業の収支差率と介護サービス施設・事業所の収支差を比</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>新聞報道では、介護報酬を引き上げる方向であるとされてお</p>

		<p>較して後者が高いことを理由に一貫して報酬の引き下げを主張してきました。今回も「特別費用を除いた収支差率で見ると、4.7%となっており、中小企業の水準を上回る水準となっている」として「介護保険給付費の伸びや保険料負担の増を極力抑える観点から、収支差率の良好なサービスについては報酬水準の適正化・効率化を徹底して図るべき」と結論しています。</p> <p>しかし、介護事業は公共サービスを提供する事業者として指定を受け、介護報酬という公定価格下で運営されているのですから、介護事業と一般中小企業とを同列において論じる手法にはそもそも正当性を認めることはできず、失当というべきです。</p> <p>全国的には昨年の老人福祉・介護事業者の倒産件数は143件、廃業に至った事業所は495件と、いずれも過去最多を記録しています。これまで介護報酬は低く据え置かれてきましたが、コロナ禍に伴う大幅な減収、昨年来の物価高騰が事業所の経営難に拍車をかけているばかりでなく、利用者にも経済的なしわ寄せが少なからず押し寄せてきています。介護現場の人手不足は弘前市内においても極めて深刻化しており、全国的には訪問介護員（ヘルパー）の2022年度有効求人倍率は1.5倍を超えています。このままでは、事業所の存続はおろか、事業そのものが崩壊しかねません。加えて、こうした事態の下で、介護従事者の給</p>	<p>ります。</p> <p>詳細は不明ですが、国の改定内容を踏まえて適切に対応してまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後の参考といたします。</p>
--	--	--	---

			<p>与は全産業返金から未だ7万円もの開きがあり、低賃金を理由とする他産業への人材流出に歯止めがかからない状況です。高齢化が進行する中で、介護サービス基盤の強化は社会的な要請であり、そのためには介護報酬（基本報酬）の底上げが不可欠です。</p> <p>給付の適正化に関わっては以上のような視点で検討されるべきであり、市としても国に対して強く求めてください。</p>	
20	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>（ウ）介護保険の第1号保険料負担の見直しについて          社会保障審議会介護保険部会（以下、「部会」という。）に2023年12月7日に示された「給付と負担について」によれば、介護サービス利用料の利用者負担割合の見直しにより、現状原則1割から2割負担とする範囲の見直しを検討され、年内にも具体化されようとしています。</p> <p>この議論については、今日的な物価高騰の影響が加味されていません。しかも、年金受給額も実質的に目減りが続いている状況下で、しかも後期高齢者医療保険が昨年度見直され、窓口負担も今後2倍になる中では、必要な医療と介護のサービスを切れ目なく享受できる環境も蔑ろにされてしまいそうです。</p> <p>所謂介護難民を多数生み出しかねないばかりか、子や孫への負担を強いることにもつながりかねず、結果として家族・親族の可処分所得が減少し、地域経済に与える影響も決して無視できないものになるのではないのでしょうか。現</p>	<p><b>【その他】</b>          新聞報道では、介護サービス利用料の自己負担割合の拡大を見送る方向で調整に入ったとされており、今後においても国の議論の状況を注視してまいります。          ご意見につきましては、今後の参考といたします。</p>

			在、介護保険サービスの2割負担者が利用しているサービスの実態を調査するとともに、物価高騰が続く状況で高齢者の生活実態がどう変化しているのかを詳しく調査した上で、慎重な判断を行う必要があります。こうしたことから市としても、国に対してこうした施策を取りやめるよう強く要望していただくとともに、基金などを活用して利用料引き上げをしないようにしてください。	
2 1	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(エ) また部会では、介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、本年末の予算編成過程において検討すべきとしています。これが実施されると、所得によっては入所できなくなる人、退所を余儀なくされる人が生まれてきそうです。</p> <p>万が一退所し、自宅に戻った場合でも介護サービスについて、不安なく受けることができる環境を整えない限り行なうべきではないものと思います。市においても国に対してこうした施策を取りやめるよう強く要望してください。</p>	<p><b>【その他】</b> 具体的に国から示されていないため、国の議論の状況を注視してまいります。 ご意見につきましては、今後の参考といたします。</p>
2 2	Eメール	弘前市内に住所を有する人	<p>(オ) 要介護1、2の方の訪問介護・通所介護を市町村の総合事業へ移行することについて、認知症と診断される人たちが多く含まれている要介護1・2は、「軽度者」というより重度にならないための配慮をとくに必要とする人たちです。この先の重度化を防ぐためにも、専門的な知識やスキルを持った介護専門職によるケアが必要なのではないでしょうか。弘前市においては要介護1、2に該当する方は</p>	<p><b>【その他】</b> 国は令和6年度からの見直しを見送るとしてありますが、一方で、3年後に向けて議論をし結論を出す方針であるとしています。 市といたしましては、今後の国</p>

			4千人を超えています。これらの方々を市内の事業所で受け入れることができるとは到底思えません。こうした国による施策について行わないよう国に対し、市においても強く求めてください。	の議論の状況を注視してまいります。 ご意見につきましては、今後の参考といたします。
23	Eメール	弘前市内に住所を有する人	(カ) ケアプランの有料化について、国においては介護保険から外すことが検討されています。ケアプランは、多様なサービス提供主体が総合的かつ効率的に提供するセーフティネットとして、すべての利用者が公平に過不足なく支援を受けられる環境が維持されなければならず、現行の10割給付を継続すべきです。現行の制度を維持するよう国に対し、市においても強く求めてください。	<b>【その他】</b> ケアプランの有料化については、令和6年度の介護保険制度改正では見送る方向であると報道されております。 市といたしましては、今後の国の議論の状況を注視してまいります。 ご意見につきましては、今後の参考といたします。
24	ファクス	弘前市内に住所を有する人 弘前市内に勤務する人 弘前市に対	高齢者の参加できる社会資源としての役割をもっていた地域の小・中学校が少子化によって減少してきてます。健康都市弘前の実現に向けた取組みとしての学校施設開放事業と高齢者の居場所づくりについて考えてみました。小・中学校の空教室を利用して運動教室と子供のふれあい場所として開放したらどうか。これを市が行っている運動教室などに通えない地域で行ってはどうか。具体的には、座ったままできる運動とパワーリハビリ(3種目)学校内の見学。掲示物や授業見学など、間接的にでも子供達とふれあいを	<b>【その他】</b> 市では、現在、高齢者ふれあい居場所づくり事業を実施し、地域の協力を得ながら、高齢者の社会参加の機会創出に努めております。 ご提案の取組の実施にあたっては、教育委員会との調整や学校側の協力を得る必要があります。

		して納税義務がある人、または寄附を行う人	もつ。	ます。 ご意見につきましては、今後の参考といたします。
25	郵送	弘前市内に住所を有する人  弘前市内に勤務する人  弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	介護包括10年松原西でカラー介護用品、ベット、杖、レンタルで新聞（朝日、東奥日報昔陸奥新報、知り合い日本経済）、ニュースウィークなど購読して牛乳明治ミルク（鉄分、カルシウム）とヤクルト販売400ジョアなどシロタ株100歳目指そうと思う、ダスキンや中井薬品などフルーツ、魚、豚肉、きのこ、胡麻、だんご、医学博士も詠んでます。旅行も読売旅行弘南観光JTB自動車ドライブ温泉もして金融も10万定期や通帳ATM定期にもして外食や1食美味しいそばルチン、ムチン他ビタミン摂取して87歳78歳で50万40万介護保険課から貰いましたが可愛いそうでした。兄が旅行スペインフランス、沖縄他出掛けて使いましたが、幸せに暮らせる工夫で運転、タクシーも良いです。	<b>【その他】</b> ご意見の趣旨を読み取ることが困難なため、回答は差し控えます。